

安城市男女共同参画推進条例

平成20年3月26日公布

安城市条例第15号

目次

前文

第1章 総則（第1条－第9条）

第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策（第10条－第17条）

第3章 男女共同参画審議会（第18条）

第4章 雑則（第19条）

附則

男女が性別にかかわらず心豊かに生活できることは、私たち安城市民の願いです。

安城市は、豊かな大地と自然に恵まれ、多くの人々のたゆみない努力により産業と文化、そして穏やかな地域社会をはぐくんできました。

しかしながら、少子高齢化や経済産業構造の変化、国際化などにより、家族形態や地域社会は大きく変化しています。このような変化のなかで、引き続き活力ある社会を築くためには、性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく制度及び慣行を見直し、男女が対等なパートナーとして生活できる社会づくりに取り組んでいく必要があります。

私たち安城市民は、将来にわたって、男女が、互いに自立した人間として、その人権を尊重し、共に責任を分かち合い、豊かな生き方のできる男女共同参画社会の実現を目指し、ここに、この条例を制定します。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、男女共同参画の推進について、基本理念を定め、市、市民、事業者及び教育に携わる者の役割を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めること等により、当該施策を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって家庭、地域、学校、職場その他の社会のあらゆる分野（以下「社会のあらゆる分野」という。）における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (3) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動によりその言動を受けた個人の生活環境を害すること又は性的な言動に対する個人の対応により当該個人に不利益を与えることをいう。
- (4) ドメスティック・バイオレンス 夫婦、恋人等親密な関係にある男女間若しくは過去に親密な関係にあった男女間の暴力その他の精神的、身体的又は経済的な苦痛を与える言動をいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画の推進は、次に掲げる事項を基本理念として、社会のあらゆる分野において積極的に行われなければならない。

- (1) 男女が、性別を理由に差別されることなく、自立した個人として、個性と能力を発揮する機会が確保されることその他の人権が尊重されること。
- (2) 男女が、性別による固定的な役割分担意識に基づく制度又は慣行により制限されることなく、あらゆる活動に対して、自らの意思と責任において多様な選択ができるよう配慮されること。
- (3) 男女が、社会の対等な構成員として、社会のあらゆる分野において、方針の立案及び決定に共同して参画する機会を確保されること。
- (4) 家族を構成する男女が、互いの人格を尊重し、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動と地域、学校、職場その他の社会生活における活動との両立ができるよう配慮されること。

(市の役割)

第4条 市は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共

同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的かつ計画的に策定し、及び実施するものとする。

2 市は、市民、事業者及び教育に携わる者並びに国、県その他の関係機関と協力し、連携を図りながら男女共同参画を推進するものとする。

3 市は、自ら率先して男女共同参画を推進するものとする。

（市民の役割）

第5条 市民は、男女共同参画について理解を深めるとともに、基本理念にのっとり、社会のあらゆる分野において、男女共同参画を推進するよう努めるものとする。

（事業者の役割）

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動において、男女共同参画の推進に積極的に取り組むよう努めるものとする。

（教育に携わる者の役割）

第7条 家庭教育、学校教育、社会教育その他の教育に携わる者は、男女共同参画の基本理念に配慮した教育を行うよう努めるものとする。

（性別による権利侵害の禁止）

第8条 何人も、社会のあらゆる分野において、直接であると間接であるとを問わず、性別による差別的取扱いを行ってはならない。

2 何人も、社会のあらゆる分野において、セクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。

3 何人も、ドメスティック・バイオレンスを行ってはならない。

（公衆に表示する情報への配慮）

第9条 何人も、広く市民を対象とした広報、報道、広告等において、性別による固定的な役割分担又は異性に対する暴力を正当化し、又は助長する表現その他の不適切な性的表現を行わないよう努めなければならない。

第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策

（基本計画の策定）

第10条 市は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を定めなければならない。

2 市長は、基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、安城市男女共同参画審議会の意見を聴かななければならない。

3 市長は、基本計画を定めるに当たっては、市民、事業者及び教育に携わる者の意見を反映するための必要な措置を講ずるものとする。

4 市長は、基本計画を定めたときは、これを公表しなければならない。

5 前3項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(施策の策定に当たっての配慮)

第11条 市は、男女共同参画に影響を及ぼすと思われる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画の推進について配慮しなければならない。

(調査研究)

第12条 市は、男女共同参画の推進に関する施策の策定及び実施に必要な調査研究を行うとともに、必要に応じ、その結果を公表するものとする。

(広報及び支援)

第13条 市は、市民、事業者及び教育に携わる者が男女共同参画に関する理解を深め、男女共同参画を推進する活動を行う意欲が増進されるように、広報活動を行うほか、必要な支援を行うものとする。

(積極的改善措置)

第14条 市は、社会のあらゆる分野における活動において、男女間に参画する機会の格差が生じている場合は、市民、事業者及び教育に携わる者と協力し、積極的改善措置を講ずるものとする。

2 市長は、委員会、審議会、審査会その他これらに類するものの委員を委嘱し、又は任命する場合は、男女の委員の数が著しく均衡を欠くことのないよう努めるものとする。

(実施状況の公表)

第15条 市は、毎年度、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況に関する報告書を作成し、これを公表しなければならない。

(市が実施する施策に対する申出)

第16条 市民、事業者及び教育に携わる者は、市長に対し、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策及び男女共同参画に影響を及ぼすと思われる施策についての意見を申し出ることができる。

2 市長は、前項の規定による申出があったときは、安城市男女共同参画審議会に報告するとともに、適切な処理に努めるものとする。

(男女共同参画を阻害する事項に係る相談)

第17条 市は、市民から男女共同参画を阻害する事項に係る相談があったときは、

国、県その他の関係機関と連携を図り、必要な措置を講ずるものとする。

第3章 男女共同参画審議会

第18条 市長の諮問に応じ、基本計画の策定及び変更その他男女共同参画の推進に関する重要事項を調査審議するため、安城市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況及び第16条第2項の規定により報告のあった事項について調査審議する。

3 審議会は、前項の規定により調査審議した事項に関しては、市長に意見を述べることができる。

4 審議会は、委員15人以内で組織する。

5 男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満とならないものとする。

6 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

7 委員は、再任されることができる。

8 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第4章 雑則

（委任）

第19条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に定められている第2次安城市男女共同参画プランは、第10条第1項の規定により定められた基本計画とみなす。